



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 4 月 7 日 (木曜日) 第 2274 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 1	頁
<b>告 示</b>	
○歳入の徴収の事務の委託…………… (総務課) 7	
○指定代理納付者の指定…………… (税務課) 7	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 7	
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出 ( “ ) 7	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 7	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 7	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… ( “ ) 8	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… ( “ ) 8	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 8	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称 (所在地) の変更… ( “ ) 8	
○民有林の保安林の指定予定 (4 件) …… (自然環境課) 8	
○民有林の保安林の指定 (4 件) …… ( “ ) 9	

○林業種苗生産事業者の登録 (2 件) …… (森林経営課) 10	
○家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示…………… (畜産課) 10	
○道路の区域の変更 (3 件) …… (道路保全課) 11	
○道路の供用の開始 (3 件) …… ( “ ) 12	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 12	
○臨港地区の指定 (2 件) …… (港湾課) 12	
○都市計画の変更 (18件) …… (都市計画課) 13	
○指定構造計算適合性判定機関の名称の変更について…………… (建築住宅課) 15	

### 公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出 (3 件) …… (農村整備課) 15	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… ( “ ) 16	
○市町村宮土地改良事業の施行の同意 (2 件) …… ( “ ) 16	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 16	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 18	

### 企業局企業管理規程

○企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程……………18	
-------------------------------	--

### 教育委員会規則

○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………20	
-----------------------------------	--

### 教育長訓令

○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………21	
-----------------------------------	--

## 規 則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第20号

#### 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則 (昭和38年宮崎県規則第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(危険物の種類及び表示) 第2条 [略] 2 前項の危険物を荷役するとき又は危険物を積載した船舶を <u>けい留</u> するときは、荷役中の物件又は <u>けい留</u> してある船舶の積載物が危険物であることを赤色の立札その他の方法で表示しなければならない。 (入出港届) 第3条 [略] 2 [略]	(危険物の種類及び表示) 第2条 [略] 2 前項の危険物を荷役するとき又は危険物を積載した船舶を <u>係留</u> するときは、荷役中の物件又は <u>係留</u> してある船舶の積載物が危険物であることを赤色の立札その他の方法で表示しなければならない。 (入出港届) 第3条 [略] 2 [略]

3 条例第 8 条ただし書に規定する知事が特に指定した船舶は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 宮崎港マリーナ施設にけい留又は保管するため入出港する船舶

(3)・(4) [略]

(5) [略]

(許可の表示)

第 4 条 条例第 9 条又は法第 37 条第 1 項の許可を受けた者は、知事の指示に従い使用者の住所及び氏名、許可の内容並びに許可期間を記載した標札を掲示しなければならない。

(貨物通過報告)

第 7 条の 2 条例第 9 条の規定によりけい留施設使用許可を受けた者(宮崎港マリーナ施設のうちけい留施設の使用許可を受けた者を除く。)で貨物の積卸しをしたものは、前月中に取り扱った貨物について、毎月 5 日までに、貨物通過報告書を知事に提出しなければならない。

(けい留実績報告)

第 7 条の 3 条例第 9 条の規定によりけい留施設使用許可を受けた者(宮崎港マリーナ施設のうちけい留施設の使用許可を受けた者を除く。)は、前月中のけい留実績について、毎月 5 日までに、けい留実績報告書を知事に提出しなければならない。

(許可申請書)

第 8 条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる許可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による行為の許可 けい留施設等目的外使用許可申請書 (別記様式第 1 号)

(2) 条例第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による行為の許可並びに条例第 9 条第 1 項前段の規定によるけい留施設の使用の許可(前号及び次号に掲げる許可に該当するものを除く。) 入港前手続様式(別記様式第 2 号)

(2)の 2 条例第 9 条第 1 項前段の規定によるけい留施設の使用の許可(宮崎港マリーナ施設に限る。) けい留施設(浮棧橋)使用許可申請書(別記様式第 2 号の 2)

(3) 条例第 9 条第 1 項前段の規定による使用の許可(前 3 号及び次号から第 13 号までに掲げる許可に該当するものを除く。) 港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書(別記様式第 3 号)

3 条例第 8 条ただし書に規定する知事が特に指定した船舶は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 宮崎港マリーナ施設に係留又は保管するため入出港する船舶

(3)・(4) [略]

(5) プレジャーボート

(6) [略]

(許可の表示)

第 4 条 条例第 9 条又は法第 37 条第 1 項の許可を受けた者(条例第 9 条の規定により係留施設のうち棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場(プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合)の使用許可(以下「プレジャーボート係留用施設使用許可」という。)を受けた者及びプレジャーボートを陸域で保管するために荷さばき地、野積場及び駐車場の使用許可(以下「プレジャーボート陸域保管施設使用許可」という。)を受けた者を除く。)は、知事の指示に従い使用者の住所及び氏名、許可の内容並びに許可期間を記載した標札を掲示しなければならない。

2 プレジャーボート係留用施設使用許可又はプレジャーボート陸域保管施設使用許可を受けた者は、当該プレジャーボートの船体の船外から確認しやすい箇所に、知事が交付する使用許可証(別記様式第 2 号の 3)を貼りつけておかななければならない。

(貨物通過報告)

第 7 条の 2 条例第 9 条の規定により係留施設使用許可を受けた者(宮崎港マリーナ施設のうち係留施設の使用許可を受けた者及びプレジャーボート係留用施設使用許可を受けた者を除く。)で貨物の積卸しをしたものは、前月中に取り扱った貨物について、毎月 5 日までに、貨物通過報告書を知事に提出しなければならない。

(係留実績報告)

第 7 条の 3 条例第 9 条の規定により係留施設使用許可を受けた者(宮崎港マリーナ施設のうち係留施設の使用許可を受けた者及びプレジャーボート係留用施設使用許可を受けた者を除く。)は、前月中の係留実績について、毎月 5 日までに、係留実績報告書を知事に提出しなければならない。

(許可申請書)

第 8 条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる許可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による行為の許可 係留施設等目的外使用許可申請書 (別記様式第 1 号)

(2) 条例第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による行為の許可並びに条例第 9 条第 1 項前段の規定による係留施設の使用の許可(前号、次号及び第 2 号の 3 に掲げる許可に該当するものを除く。) 入港前手続様式(別記様式第 2 号)

(2)の 2 条例第 9 条第 1 項前段の規定による係留施設の使用の許可(プレジャーボート係留用施設使用許可に限る。) 係留施設(プレジャーボート係留用施設)使用許可申請書(別記様式第 2 号の 2)

(2)の 3 条例第 9 条第 1 項前段の規定による係留施設の使用の許可(宮崎港マリーナ施設に限る。) 係留施設(浮棧橋)使用許可申請書(別記様式第 2 号の 4)

(3) 条例第 9 条第 1 項前段の規定による使用の許可(前各号及び次号から第 13 号までに掲げる許可に該当するものを除く。) 港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書(別記様式第 3 号)

)  
(4)~(18) [略]  
(届書)

第9条 次の各号に掲げる届出等は、それぞれ当該各号に掲げる届書等により行わなければならない。

(1)~(6) [略]  
(7) 第7条の3の規定による届出 けい留実績報告書 (別記様式第24号)  
(8)~(10) [略]  
(使用料)

第10条 条例別表において施設使用料の金額の範囲を定める棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場の積卸貨物通過に係る使用料については、その定額を別表第1のとおり定める。

2~5 [略]  
(指定管理者が行う使用の許可)

第18条 条例第17条の7において読み替えて適用する条例第9条の規定による指定管理者が行う許可は、次のとおりとする。

(1) けい留施設 (浮棧橋に限る。)の使用の許可  
(2)~(6) [略]

別表第1 (第10条第1項関係)

[略]  
(注) けい留施設前面の水深が(一) 4.5m以上のものを岸壁、  
(二) 4.5m未満のものを物揚場という。

)  
(4)~(18) [略]  
(届書)

第9条 次の各号に掲げる届出等は、それぞれ当該各号に掲げる届書等により行わなければならない。

(1)~(6) [略]  
(7) 第7条の3の規定による届出 係留実績報告書 (別記様式第24号)  
(8)~(10) [略]  
(使用料)

第10条 条例別表において施設使用料の金額の範囲を定める棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場 (プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合を除く。)の積卸貨物通過に係る使用料については、その定額を別表第1のとおり定める。

2 条例別表において施設使用料の金額の範囲を定める棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場 (プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合)に係る使用料については、別表第1の2のとおり定める。

3~6 [略]  
(指定管理者が行う使用の許可)

第18条 条例第17条の7において読み替えて適用する条例第9条の規定による指定管理者が行う許可は、次のとおりとする。

(1) 係留施設 (浮棧橋に限る。)の使用の許可  
(2)~(6) [略]

(プレジャーボートとしての使用の許可を要しない船舶)

第18条の2 条例別表第1の2の表係留施設の項の規則で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

- (1) 国及び地方公共団体又はこれらに準ずる機関により管理運営されている船舶
- (2) 工事に従事する船舶
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- (4) 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船
- (5) 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- (6) 内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- (7) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項に規定する遊漁船
- (8) 櫓権のみを以て運転する船舶
- (9) 水上オートバイ
- (10) その他知事が別に定める船舶

別表第1 (第10条第1項関係)

[略]  
(注) 係留施設前面の水深が(一) 4.5m以上のものを岸壁、  
(二) 4.5m未満のものを物揚場という。

別表第1の2 (第10条第2項関係)

施設名	単 位	金 額	備 考
プレジャーボート 係留用施設A	プレジャーボ ートの長さ1	6,000円	プレジャー ボートの長
プレジャーボート 係留用施設B	メートル1年 につき	5,400円	さが3メー トル未満の
プレジャーボート		4,800円	ものについ

係留用施設 C		ては、全て プレジャー ボートの長 さ 2 メー ルの金額 とする。
プレジャーボート	4,200円	
係留用施設 D		
プレジャーボート	3,600円	
係留用施設 E		
プレジャーボート	3,000円	
係留用施設 F		
プレジャーボート	2,400円	
係留用施設 G		

(注) プレジャーボート係留用施設 A から G までは、別に定める。

別表第 2 (第 10 条第 2 項関係)

[略]

別表第 3 (第 10 条第 3 項関係)

[略]

[略]

別表第 4 (第 10 条第 4 項関係)

[略]

[略]

別表第 5 (第 10 条第 5 項関係)

[略]

[略]

別記

様式第 1 号 (第 8 条関係)

けい留施設等目的外使用許可申請書

[略]

宮崎県港湾管理条例第 4 条第 1 項 (第 1 号・第 2 号) の規定により、けい留施設を目的外使用したいので、許可されるよう申請します。

[略]

様式第 2 号の 2 (第 8 条関係)

けい留施設 (浮棧橋) 使用許可申請書

[略]

けい留施設 (浮棧橋) を使用したいので、宮崎県港湾管理条例第 9 条第 1 項の規定により、許可の申請をします。

[略]

添付図書類

(1) [略]

(2) 船籍票の写し

(3)・(4) [略]

別記様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

別表第 2 (第 10 条第 3 項関係)

[略]

別表第 3 (第 10 条第 4 項関係)

[略]

[略]

別表第 4 (第 10 条第 5 項関係)

[略]

[略]

別表第 5 (第 10 条第 6 項関係)

[略]

[略]

別記

様式第 1 号 (第 8 条関係)

係留施設等目的外使用許可申請書

[略]

宮崎県港湾管理条例第 4 条第 1 項 (第 1 号・第 2 号) の規定により、係留施設を目的外使用したいので、許可されるよう申請します。

[略]

様式第 2 号の 4 (第 8 条関係)

係留施設 (浮棧橋) 使用許可申請書

[略]

係留施設 (浮棧橋) を使用したいので、宮崎県港湾管理条例第 9 条第 1 項の規定により、許可の申請をします。

[略]

添付図書類

(1) [略]

(2)・(3) [略]

様式第 2 号の 2 (第 8 条関係)

## 係留施設 (プレジャーボート係留用施設) 使用許可申請書

年 月 日

殿

申請人 住 所

氏 名

印

電話番号

係留施設 (棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場 (プレジャーボートを係留させるために専用使用する場合)) を使用したいので、宮崎県港湾管理条例第 9 条第 1 項の規定により、許可の申請をします。

港 湾 名	港						
使用を希望する プレジャーボート 係留用施設	A	B	C	D	E	F	G
使 用 期 間	年 月 日から			年 月 日まで			
船 舶 諸 元	船 名						
	船 舶 番 号 又 は 船 舶 検 査 済 票 の 番 号						
	船 舶 の 長 さ	m					
	船 舶 の 幅 の 長 さ	m					
	船 舶 の 深 さ	m					
船舶所有者の住所等	住所 (所在地) 氏名 電話番号 ※申請人と同一の場合は記入不要						

(注) この申請書は、1 部提出すること。

添付図書類

- (1) 運転免許証又は小型船舶操縦免許証の写し、いずれもない場合は本人確認ができるもの
- (2) 船舶検査証書又は船舶検査手帳の写し
- (3) 使用条件確認書
- (4) 申請人が船舶の占有権者又は使用权者の場合、当該船舶の占有権者又は使用权者であることを示す書類及び小型船舶登録原簿の一部事項証明書

様式第 2 号の 3 (第 4 条関係)



備考 宮崎県章及び文字は白抜きとし、地色は交付年度ごとに定める色とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>様式第 8 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付図書類</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>船籍票の写し</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>様式第 12 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付図書類</p> <p>(1)~(10) [略]</p> <p>(11) <u>船籍票の写し</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>様式第 24 号 (第 9 条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>けい留実績報告書</u></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>船種</th> <th>船名</th> <th>総トン数</th> <th>けい留場所</th> <th>けい留期間</th> <th>けい留時間</th> <th>けい留船料</th> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 25 号 (第 9 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>船名</th> <th>総トン数</th> <th>使用料</th> <th>けい留場所</th> <th>使用時間</th> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	船種	船名	総トン数	けい留場所	けい留期間	けい留時間	けい留船料	[略]							船名	総トン数	使用料	けい留場所	使用時間	[略]					<p>様式第 8 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付図書類</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)・(3) <u>[略]</u></p> <p>様式第 12 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付図書類</p> <p>(1)~(10) [略]</p> <p>(11) <u>[略]</u></p> <p>様式第 24 号 (第 9 条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>係留実績報告書</u></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>船種</th> <th>船名</th> <th>総トン数</th> <th>係留場所</th> <th>係留期間</th> <th>係留時間</th> <th>係留船料</th> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 25 号 (第 9 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>船名</th> <th>総トン数</th> <th>使用料</th> <th>係留場所</th> <th>使用時間</th> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	船種	船名	総トン数	係留場所	係留期間	係留時間	係留船料	[略]							船名	総トン数	使用料	係留場所	使用時間	[略]				
船種	船名	総トン数	けい留場所	けい留期間	けい留時間	けい留船料																																											
[略]																																																	
船名	総トン数	使用料	けい留場所	使用時間																																													
[略]																																																	
船種	船名	総トン数	係留場所	係留期間	係留時間	係留船料																																											
[略]																																																	
船名	総トン数	使用料	係留場所	使用時間																																													
[略]																																																	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

## 告 示

## 宮崎県告示第 242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで

## 宮崎県告示第 243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定代理納付者の指定を受けた者  
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号
  - 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間
    - ふるさと宮崎応援寄付金  
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで
    - 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車税（平成23年度に賦課したものに限り。）
- 平成23年 5 月 1 日から平成23年 8 月31日まで

## 宮崎県告示第 244号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年月日
みふね通り 歯科クリニック	宮崎県西都市御船町 2 丁目 35 番地	平成23年 1 月 1 日
一期一会 訪問看護ステーション	宮崎県東諸県郡国富町本庄 4598-3 INTビル 1 F	平成23年 2 月14日

## 宮崎県告示第 245号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	再 開 年月日
河村医院	宮崎県都城市梅北町 11829 番地	平成23年 3 月 1 日

## 宮崎県告示第 246号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ハートケア	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4836番地26	ハートケア デイサービス年見町事業所	宮崎県都城市年見町17号 6 番	平成23年 2 月 1 日
株式会社だんらん	宮崎県日向市大字日知屋3389番地15	ヘルパーステーションだんらん	宮崎県日向市大字日知屋3389番地15	平成23年 3 月 1 日
株式会社だんらん	宮崎県日向市大字日知屋3389番地15	デイサービスセンターだんらん	宮崎県日向市大字日知屋3389番地15	平成23年 3 月 1 日
株式会社美和	宮崎県日向市大字平岩456番地1	サンマリン 日向訪問介護事業所	宮崎県日向市大字平岩448番地	平成23年 3 月 1 日
株式会社美和	宮崎県日向市大字平岩456番地1	デイサービスセンター美しき海	宮崎県日向市大字平岩448番地	平成23年 3 月 1 日
医療法人社団さつき会	宮崎県えびの市亀沢 3 91番地 1	京町温泉クリニック	宮崎県えびの市亀沢 3 91番地 1	平成23年 3 月 1 日

## 宮崎県告示第 247号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社だ んらん	宮崎県日向 市大字日知 屋3389番地 15	居宅介護支 援事業所だ んらん	宮崎県日向 市大字日知 屋3389番地 15	平成23年 3月1日
株式会社美 和	宮崎県日向 市大字平岩 456番地1	サンマリン 日向居宅介 護支援事業 所	宮崎県日向 市大字平岩 448番地	平成23年 3月1日

宮崎県告示第 248号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
セントケ ア宮崎株 式会社	宮崎市祇園3丁目1 90番地	セントケ ア都城	宮崎県都城市祝吉 5007-1 森山事務 所B棟

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市祝吉5007- 1 森山事務所B棟	宮崎県都城市年見町23- 1	平成23年 3月1日

宮崎県告示第 249号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 介護とり ハビリの エンゼル	宮崎県児湯郡川南町 大字川南 12714-13	居宅介護 支援事業 所 エン ゼル	宮崎県児湯郡川南 町大字川南 12714 -13

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県児湯郡川南町大字 川南 12714-13	宮崎県児湯郡高鍋町大字 北高鍋 13521コーポコス モス	平成22年 11月1日

宮崎県告示第 250号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ひむか薬局はまご店	延岡市	薬局	平成23年 4月1日
なのはな中央薬局	西都市	薬局	平成23年 4月1日
ひむか薬局えびの店	えびの市	薬局	平成23年 4月1日

宮崎県告示第 251号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称（所在地）の変更について次のとおり届出があった。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名称（所在地）		変 更 年月日
		変更前	変更後	
ジャスコ都城 店薬局	都城市	ジャスコ都 城店薬局	イオン薬局 都城店	平成23年 3月1日
ジャスコ延岡 店薬局	延岡市	ジャスコ延 岡店薬局	イオン薬局 延岡店	平成23年 3月1日
訪問看護ステ ーションケア ふる宮崎	宮崎市	宮崎市一 の宮町3番 地3	宮崎市吉村 町南田甲10 51番地12	平成19年 12月1日

宮崎県告示第 252号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字平八重上甲1402（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法



ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 253号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町湯上字仁田 迫上8002-3・8002-4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 254号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾水流 129-2、130

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾水流 129-2・130（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 255号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字榎八重 819-2、字神興 832-1

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字榎八重 819-2・字神興 832-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 256号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字山ノ尾 1602-1、字石原1639

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字山ノ尾1602-1・字石原1639（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 257号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字古家5565-1、字古家ノ向エ5691-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字古家5565-1・字古家ノ向エ5691-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 258号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。  
平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字上灰ノ川内 602-6
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字上灰ノ川内 602-6（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 259号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。  
平成23年4月7日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字胡麻山1523-2、1523-11、1525-10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字胡麻山1523-2・1525-10（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1523-11
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 260号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。  
平成23年4月7日  
宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産業者の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1279	谷川哲洋 西臼杵郡日之影町 大字七折 11231番地	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	谷川哲洋 西臼杵郡日之影町 大字七折 11231番地

宮崎県告示第 261号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。  
平成23年4月7日  
宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産業者の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1280	丸雄林業 浮島雄三 延岡市中島町4丁目53番地4		幼苗の育成	丸雄林業 浮島雄三 延岡市中島町4丁目53番地4

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 262号

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示

家畜人工授精講習会規程(昭和60年宮崎県告示第 521号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(受講定員等)</p> <p>第3条 講習会の受講定員(以下「受講定員」という。)は、次の表の左欄に掲げる講習会の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習会の種類</th> <th>受講定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 家畜人工授精に関する講習会</td> <td>1回につき40人以内</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(家畜人工授精講習修業試験委員会)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は農政水産部次長(農政担当)を、副委員長は農政水産部畜産課長をもって充てるものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 委員会の庶務は、農政水産部畜産課において処理する。</p> <p>8 [略]</p>	講習会の種類	受講定員	(1) 家畜人工授精に関する講習会	1回につき40人以内	[略]		<p>(受講定員等)</p> <p>第3条 講習会の受講定員(以下「受講定員」という。)は、次の表の左欄に掲げる講習会の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習会の種類</th> <th>受講定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 家畜人工授精に関する講習会</td> <td>1回につき20人以内</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(家畜人工授精講習修業試験委員会)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は農政水産部次長(農政担当)を、副委員長は農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課家畜防疫対策室長をもって充てるものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 委員会の庶務は、農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課家畜防疫対策室において処理する。</p> <p>8 [略]</p>	講習会の種類	受講定員	(1) 家畜人工授精に関する講習会	1回につき20人以内	[略]	
講習会の種類	受講定員												
(1) 家畜人工授精に関する講習会	1回につき40人以内												
[略]													
講習会の種類	受講定員												
(1) 家畜人工授精に関する講習会	1回につき20人以内												
[略]													

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 263号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年4月7日から平成23年4月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市佐土原町東上那珂字丹助 1 5769番 1 地先から同市同町東上那珂字池下 1 4902番 1 地先まで	旧	9.8～13.4	668.6
				新	9.8～15.7	668.6

宮崎県告示第 264号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年4月7日から平成23年4月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市東方字赤木3201番 1 地先から同市東方字飯谷3312番 1 地先まで	旧	11.0～13.4	184.7
				新	11.0～25.7	184.7

宮崎県告示第 265号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年4月7日から平成23年4月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字平田字北の久保 5586番 8 地先から同郡同町同大字新通山49	旧	7.8～13.2	308.0
				新	7.8～16.5	308.0

			65番20地先 まで			
--	--	--	---------------	--	--	--

**宮崎県告示第 266号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月 7 日から平成23年 4 月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	宮崎市佐土 原町東上那 珂字丹助 1 5769番 1 地 先から同市 同町東上那 珂字池下 1 4902番 1 地 先まで	平成23年 4 月 7 日

**宮崎県告示第 267号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月 7 日から平成23年 4 月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市東方 字赤木3201 番 1 地先か ら同市東方 字飯谷3312 番 1 地先ま で	平成23年 4 月 7 日

**宮崎県告示第 268号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月 7 日から平成23年 4 月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡川南 町大字平田 字北の久保 5586番 8 地 先から同郡 同町同大字 字新通山49 65番20地先 まで	平成23年 4 月 7 日

**宮崎県告示第 269号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 奴久見地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	串間市大字奴久見字大迫 427
2	” ” ” 430
3	” ” ” 431- 1
4	” ” ” 431- 1
5	” ” ” 433- 1
6	” ” ” 433- 2
7	” ” ” 424
8	” ” ” 426- 1

**宮崎県告示第 270号**

港湾法（昭和25年法律第 218号）第38条第 1 項の規定により、臨港地区を定めたので、同条第 8 項の規定により、当該臨港地区の区域を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 臨港地区の区域

宮崎県串間市大字都井字東谷及び字黒井の各一部

2 臨港地区の区域の縦覧場所

宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県串間土木事務所

**宮崎県告示第 271号**

港湾法（昭和25年法律第 218号）第38条第 1 項の規定により、臨港地区を定めたので、同条第 8 項の規定により、当該臨港地区の区域を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 臨港地区の区域  
宮崎県串間市大字大納字繩手の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所  
宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県串間土木事務所

**宮崎県告示第 272号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
田野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
田野都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 273号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、都城土木事務所、都城市土木部都市計画課及び三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
都城広域都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 274号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
高崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
高崎都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 275号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、日南土木事務所及び日南市建設部建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称

- 日南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
日南都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 276号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、日南土木事務所及び日南市建設部建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
南郷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
南郷都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 277号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、小林土木事務所及び小林市土木部建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
小林都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
小林都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 278号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、串間土木事務所及び串間市都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
串間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
串間都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 279号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、西都土木事務所及び西都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
西都都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域

西都都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 280号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、小林土木事務所及びえびの市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
えびの都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
えびの都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 281号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、小林土木事務所及び高原町建設水道課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
高原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
高原都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 282号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、高岡土木事務所及び綾町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
綾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
綾都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 283号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、高鍋土木事務所及び高鍋町建設管理課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
高鍋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
高鍋都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 284号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、高鍋土木事務所及び新富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
新富都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
新富都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 285号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、高鍋土木事務所及び川南町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
川南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
川南都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 286号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、高鍋土木事務所及び都農町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
都農都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
都農都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 287号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、西臼杵支庁土木課及び高千穂町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
高千穂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
高千穂都市計画区域に係る土地の区域

**宮崎県告示第 288号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用

する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
高崎都市計画公園 5・6・1号 高崎総合公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
都城市高崎町大牟田地内
  - (2) 削除する部分  
なし

#### 宮崎県告示第 289号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画公園 5・6・11号 観音池公園ほか4公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし

#### 宮崎県告示第 290号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出者の名称  
財団法人 日本建築センター
- 2 変更後の届出者の名称  
一般財団法人 日本建築センター
- 3 変更しようとする年月日  
平成23年4月1日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	永友定己	高鍋町大字持田2967番地

（任期：平成24年3月31日まで）

- 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	新名佐智夫	高鍋町大字持田4918番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	古市泰弘	宮崎市佐土原町上田島4040番地3
理事	加藤保	宮崎市佐土原町上田島7138番地1
理事	羽木和男	宮崎市佐土原町上田島4061番地
理事	園田享司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の1
理事	福井又次	宮崎市佐土原町上田島8453番地2
理事	満石豊	宮崎市佐土原町上田島3984番地2
監事	児玉淳美	宮崎市佐土原町上田島4013番地5
監事	比恵島正隆	宮崎市佐土原町上田島1198番地

（任期：平成25年2月22日まで）

- 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	増永透	宮崎市佐土原町上田島4122番地4
理事	日高兼昭	宮崎市佐土原町上田島4003番地1
理事	比江島重則	宮崎市佐土原町上田島4117番地1
理事	満石由久夫	宮崎市佐土原町上田島3984番地2
理事	郡司昌和	宮崎市佐土原町上田島7212番地2

理 事	磯 崎 隆	宮崎市佐土原町上田島3831番地
監 事	児 玉 淳 美	宮崎市佐土原町上田島4013番地 5
監 事	比 恵 島 正 隆	宮崎市佐土原町上田島1198番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	蓑 毛 一 男	日南市大字殿所1203番地
理 事	松 浦 由 光	日南市大字松永1308番地
理 事	石 原 孝 幸	日南市大字東弁分甲2410番地
理 事	太 田 守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理 事	富 田 敏 之	日南市大字益安2702番地
理 事	歌 津 芳 秋	日南市大字平山2220番地 1
理 事	松 田 忠 明	日南市大字風田3721番地 2
監 事	蛭 原 芳 彦	日南市大字松永 577番地
監 事	長 友 憲 二 郎	日南市大字東弁分甲 868番地 1
監 事	四 本 義 弘	日南市大字平山1171番地 2

（任期：平成27年 2 月18日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	蓑 毛 一 男	日南市大字殿所1203番地
理 事	外 山 紘 生	日南市大字松永1452番地
理 事	石 原 孝 幸	日南市大字東弁分甲2410番地
理 事	太 田 守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理 事	酒 倉 慶 一	日南市大字益安2784番地
理 事	歌 津 芳 秋	日南市大字平山2220番地 1
理 事	松 田 忠 明	日南市大字風田3721番地 2

監 事	井 上 勝 訓	日南市大字殿所1666番地 2
監 事	富 田 敏 之	日南市大字益安2702番地
監 事	伊 比 井 秀 次	日南市大字風田3595番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、都城市が行う土地改良事業（都城盆地地区、基幹水利施設管理事業）の施行に同意した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、三股町が行う土地改良事業（都城盆地地区、基幹水利施設管理事業）の施行に同意した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第17位、生産額で全国第12位（平成20年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（新みやざき創造計画）の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。



- (3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方策について検討していくこととする。
- (5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項  
 第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成22年		平成23年	
	まさば及びごまさば	18,000トン	若干	若干
まいわし	若干	若干	若干	若干
まあじ	6,000トン	5,000トン		

- (注) 平成22年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成22年7月から平成23年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成22年1月から平成22年12月までである。平成23年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。なお、平成23年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項  
 第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。  
 なお、海域別の数量は、定めない。  
 また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まさば網漁業及び小型まさば網漁業		
		平成22年	平成23年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	17,805トン	若干
	まいわし	若干	若干
	まあじ	4,845トン	3,799トン

(注) 平成22年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成22年7月から平成23年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成22年1月から平成22年12月までである。平成23年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。なお、平成23年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まさば網漁業及び小型まさば網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まさば網漁業及び小型まさば網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさば網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まさば網漁業及び小型まさば網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさば網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

- 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項  
本県においては該当なし

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-22)第 445号	(株)井ノ上組	斉藤 隆	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3589-2	一般	大工工事業	平成23年 2 月 24日付けで廃業した旨の届	平成23年 2 月 24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-22)第 445号	(株)井ノ上組	斉藤 隆	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3589-2	特定	建築工事業	平成23年 2 月 24日 "	平成23年 2 月 24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第1892号	(有)坂本電気商会	坂本 昭人	宮崎県串間市東町12-17	一般	消防施設工事業	平成23年 2 月 25日 "	平成23年 2 月 25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4691号	(有)東水道設備	東 和美	宮崎県都城市高城町有水3533-2	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成23年 2 月 16日 "	平成23年 2 月 16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4963号	(有)大王工業	堀口 三千年	宮崎県串間市大字西方3364	一般	建築工事業	平成23年 2 月 24日 "	平成23年 2 月 24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第5046号	宮下豊店	宮下 照雄	宮崎県日南市上平野町1-1-21	一般	内装仕上工事業	平成23年 2 月 9日 "	平成23年 2 月 9日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第6671号	(株)コグマ設備工業	児玉 義男	宮崎県日向市大字財光寺 279-2	一般	土木工事業	平成23年 2 月 15日 "	平成23年 2 月 15日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7079号	(株)緒方板金	緒方 廣秋	宮崎県宮崎市大字赤江1234-3	一般	屋根工事業、板金工事業	平成23年 2 月 21日 "	平成23年 2 月 21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第 11090号	田上電業	田上 武雄	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所1032	一般	電気工事業、管工事業	平成23年 2 月 24日 "	平成23年 2 月 24日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第 12146号	慎友建設	繁昌 久美	宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2900-3	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業	平成23年 2 月 25日 "	平成23年 2 月 25日 (全廃業)

### 企業局企業管理規程

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年 4 月 7 日

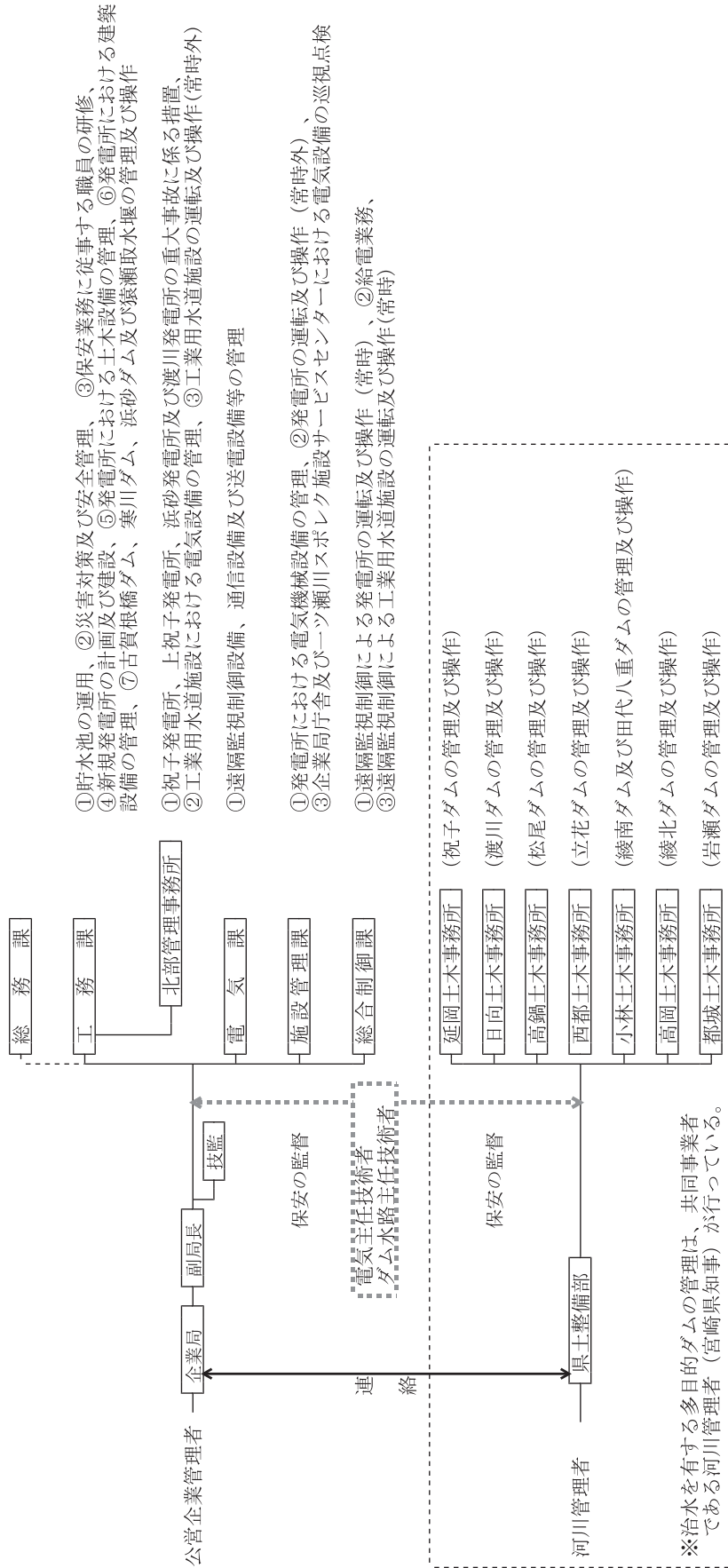
宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第 4 号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）  
保安に関する組織及び業務分掌



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後			
別表第 2 (第 4 条関係) 管 理 職 員 の 業 務 分 掌			別表第 2 (第 4 条関係) 管 理 職 員 の 業 務 分 掌			
副局長職	課長職	所長職	副局長職	技監職	課長職	所長職
副局長は、管理者の命を受けて各課所長を指揮監督し、基本的職務としては、局の設置するすべての電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	課長は副局長の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、課の分掌事務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	所長は副局長の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、所の分掌業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	副局長は、管理者の命を受けて各課長及び所長を指揮監督し、基本的職務としては、局の設置するすべての電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	技監は、各課長及び所長の主要業務内容について報告を受けるとともに、上司の命を受けて、局の設置するすべての電気工作物に係る保安業務の総括的管理及び決定事項について、副局長の職務を補佐する。	課長は上司の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、課の分掌事務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。	所長は上司の命を受けて所属の職員を指揮監督し、基本的職務としては、所の分掌業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。
1 決定事項 [略]	1 決定事項 [略]	1 決定事項 [略]	1 決定事項 [略]		1 決定事項 [略]	1 決定事項 [略]
2 報告を受けるべき事項 各課所長の主要業務執行内容	2 報告を受けるべき事項 課の業務執行内容	2 報告を受けるべき事項 [略]	2 報告を受けるべき事項 各課長及び所長の主要業務執行内容		2 報告を受けるべき事項 課の業務執行内容 所の業務執行内容 (ただし、工務課長に限る。)	2 報告を受けるべき事項 [略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

教育委員会規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月7日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第 2 号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(貸与の申請) 第 3 条 育英資金の貸与を受けようとする者は、育英資金貸与申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、宮崎県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。  (1)～(4) [略] (保証人) 第 5 条 [略]	(貸与の申請) 第 3 条 育英資金の貸与を受けようとする者は、育英資金貸与申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、宮崎県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、災害等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  (1)～(4) [略] (保証人) 第 5 条 [略]

2 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情がある場合は、条例第6条第1項の保証人は、父又は母のみとすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年4月7日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を改正する訓令をここに公表する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条の2関係）				別表第1（第2条の2関係）			
教育長決裁事項				教育長決裁事項			
[略]				[略]			
9 総務課が所掌する事務で次に掲げる事務 (1)～(5) [略]				9 総務課が所掌する事務で次に掲げる事務 (1)～(5) [略]			
[略]				<u>(6) 宮崎県公益認定等審議会への諮問に関すること。</u>			
[略]				[略]			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
本庁各課（室）特定専決事項				本庁各課（室）特定専決事項			
課（室）	事 項	専決区分		課（室）	事 項	専決区分	
		教 育 次 長	課（室）長 課（室）長 補 佐			教 育 次 長	課（室）長 課（室）長 補 佐
1 総務課	[略] (11) <u>特例民法法人及び公益信託に関する報告及び届出の受理並びに報告の徴収に関すること。</u>		○	1 総務課	[略] (11) <u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び公益信託に関する通知、送付、意見聴取、報告、確認、公示、公表及び登記嘱託並びに通知、届出及び書類等の受理に関すること。</u>		○
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

--	--